

児童福祉の基礎的人間観と倫理

村 田 康 常

はじめに

今日、一般に認められている児童福祉の基本理念は、子どもが独自の主体性をもった生活者であり、子ども自身の最善の利益 (the best interest [s]) が常に優先的に考慮され、生存と成長、社会参加のために必要な援助と配慮を受ける権利があるという考えである。児童福祉の実践は、このような理念に基づいて成文化された法制度を基礎としている。児童福祉の理念は、人類が直面してきた戦争、貧困、虐待、搾取、差別などの諸問題に対する実践的で社会的な取り組みのなかで形成されてきた。しかし、社会的実践の背後には、人間観や世界観の大きな転換をともなった倫理的な価値観の変遷があったことは看過されてはならない。本論文は、児童福祉の基礎となる人間観ないし子ども観の歴史的な発展を思想的な観点から検討することを通して、今日の児童福祉の思想的な基盤となる人間観を明らかにする試みである。

1. 児童福祉研究の基礎的人間理解

近年の福祉研究は、福祉国家の制度理論研究にくわえて、その基礎となる福祉の人間観を吟味するより一般的な議論を深めている。たとえば、スピッカーは、福祉国家の一般理論を構築する際、まず、一般理論の前提となる人間観を提示することから着手している¹⁾。ティトマスやエスピン・アンデルセンらの比較社会学的手法に基づいた福祉国家研究²⁾に対して、スピッカーの福祉論の人間学と呼ぶる社会学的研究は、福祉国家の制度理論を基礎づける人間観の提示という画期的な意味をもつ。元来、福祉国家の制度理論は、アダム・スミス以降の経済学を中心仮説となってきた「経済人」という人間観とは整合性をもたない独自の人間理解を暗黙の前提としてきたが、エスピン・アンデルセンらの福祉制度理論は、基礎的な人間観を明確にしないまま従来の経済理論を受容ないし修正しつつ展開されている。スピッカーは、そ

うした制度理論研究の基礎として、社会学やフェミニズム、教育哲学、政治哲学などの影響下で、福祉の前提となる基礎的な人間観を明確にする試みに着手した。「経済人」仮説は、各人が自己利益の最大化を目的として行為するという人間類型であり、経済学説はそうした利己的な人間という理解を前提に構築されてきたが、福祉研究は、自己利益の最大化を第一の目的とするような人間類型によっては捉えきれない人間の社会的行為を前提としている。したがって、福祉理論の研究では、人間とは何か、という哲学的・社会学的な問いが改めて検討され、そうした基礎的な人間観に立脚して、福祉とは何かという個別的な主題を展開するという研究の流れが必要とされる。

本論文では、こうした基礎的な人間観から出発する福祉の一般的な基礎的研究の一環として、児童福祉論の基礎となる一般的な人間観を吟味し、その倫理的な意味を検討する。

児童福祉は、2つの人間観に立脚している。まず、児童福祉は、子どもを主体とする福祉として、子どもが独自の主体性をもった生活者である、という基礎的な人間理解を前提にしている。第二に、児童福祉は、子どもを対象とする福祉として、人間は他者をケアすることを通じて自己の存在の意味を確立する、という人間理解に立脚している。以下では、この2つの人間理解を検討し (2. 1~2. 4)、その人間理解が社会学的な文脈において理論化される過程を示し (3. 1~3. 3)、そして、社会学理論の基礎となる存在論的な前提を検討することを通じて、児童福祉の倫理的な意味を考察する (4. 1~4. 2)。

2. 1. 子ども期の発見

フィリップ・アリエスは、子どもが大人とは区別される独自の主体性をもった生活者であるという子ども観は近代に形成されたことを明らかにしている。アリエスはそれを「子ども期の発見」³⁾と

呼んだ。古代・中世を通じて、西欧では子どもは「小型の人間」として理解されており、子どもが大人とは違った独自の存在者として理解されたのは近代になってからである。

近代の子ども観の形成は、子どもの権利思想の確立とその制度化というかたちでなされた。近代西洋社会で最初に子どもの権利思想を唱えたのは、主に哲学者である。ロックは、『統治二論』第二篇（1690年）の冒頭で「人民の福祉は最高の法である」⁴⁾と宣言し、「すべての人間は生まれながらにして平等である」⁵⁾と述べている。また、父権だけでなく母親の権利をも含めた「親権」を認め、「すべての両親が、自然法に従って、自分たちの生んだ子どもを保育する義務を負う」⁶⁾として親の養育義務を明確にする一方、「子どもはみずから独立できるまでは、夫婦によって養育される権利をもっている」⁷⁾と述べた。ロックが認めたのは、子どもが養育され、教育を受ける権利だった。子どもの権利思想は、当初は、教育思想の中で語られていたのである。

ロックの人権思想を受け継いで、教育論のなかで子どもの主体的権利について具体的に語ったのは、ルソーである。子どもの主体的権利を認め、子どもの自然な成長を保護することの重要性を示すことで、個人の利益ばかりを追求することなく公共の利益をめざす一般的な意志をもった市民が育つというのが、ルソーの教育論の基本的な主張である。ここで注目したいのは、ルソーが子どもの教育と成長について述べる際、理論としてではなく、物語形式を交えながら叙述している点である。『エミール』（1762年）において、ルソーは「子どもには特有のものの見方、考え方、感じ方がある」⁸⁾と述べ、子どもの中に小さな大人の姿を求めるをやめて、「子どものうちに子どもの時期を成熟させるがいい」⁹⁾と言う。「子どもを子どもとして考えなければならない」¹⁰⁾とも述べている。子どもを独自の生活の主体として捉え、子どもの自然性を伸ばしていく成長過程を通して有徳な市民を形成するというルソーの教育論は、近代の子ども観の転換点となった。

子どものうちにある特有の感性をそのまま受け止め、伸ばしていくというルソーの考えは、権利思想の理論体系としてではなく、ひとつの物語と

して語られている。子どもを独自の生活者として全人格的に理解し養育するという営みには、理論化された権利思想には回収しきれない物語性がある。その営みは、成長する生命の躍動と葛藤、愛、信頼、物的・社会的な環境との相互作用といった諸要因を含む、個別的で唯一的な物語である¹¹⁾。

「子ども期の発見」とは、社会制度の中に子どもという独自の権利主体の保護と養育を位置づけた政治的な出来事であるとともに、そうした物語性の中での子ども理解、あるいは全人格的な関係性の中での子ども理解の成立という思想史的・文化史的な出来事である。実際、アリエスは、「子ども期の発見」を絵画や文学作品などの思想史的・文化史的な読解を通じて明らかにしている。

ここで用いられている「物語」(narrative)という概念は、理論とともに、理論だけでは捉えきれない実践的な側面をも言語化する営みを示すもので、野家啓一が述べているように、「機能概念（行為概念）」と「方法概念」の両方を含み¹²⁾、理論と実践とに通底する概念である。近年、解釈学をはじめとして様々な学問領域で物語概念が提唱されている背景には、制度理論だけでは回収し尽せない人間存在の全体性や「生命の論理」を表現する概念が求められているという思想史的な状況がある。そうした現代の状況は、近代市民社会の形成過程から由来するものである。

市民革命を経て形成された西欧市民社会の制度的な骨格は、ロックやルソーらによって提唱された社会思想をより精緻な制度理論へと洗練し、権利思想に基づく実定的な法体系を整備することで確立されていったのだが、その具体的な社会的実践は、市民の権利保障のための社会運動などの実践的な取り組みによって推進された。近代の市民社会では、市民の権利は、その主体である市民たち自身によって主張され獲得されたが、しかし、そのプロセスには、制度上、2つの問題がある。第一に、近代社会では、自分の権利を主張する機会のない多くの人々がいたということである。たとえば、子ども、女性、奴隷として欧米社会に強制的に移住させられたアフリカ系の人々や欧米諸国の植民地となった地域の人々などである。特に、ロックやルソーが提唱した子どもの権利は、当事者である子ども自身が主張する機会を制度的

に保障されておらず、成人した市民によって発見され保障されるという仕方では確立していった。第二の問題は、そうして確立された近代の子どもの権利保障制度は、実態としては、孤児、浮浪児、非行児などを市民社会から隔離する措置として機能したという点である。そうした制度上の難点を緩和したのは、民間の篤志家による慈善事業という実践である。

たとえば、近代の児童福祉の歴史において有名な実践家として、しばしば産業革命期のイギリスのR. オーウェンやT. J. バーナードが取り上げられるが、彼らの活動は、人道主義的な理念に根ざした制度改革のための社会運動という公的な側面とともに、現実に困難な状況下にある子どもへの民間の慈善事業という側面が当時の市民社会では不可欠であったことを示している¹³⁾。子どもの権利思想に基づく理論と法整備が進められる一方で、近代の児童福祉事業の多くが、公共事業としては懲罰的で隔離的な性格のものであり、子どもの保護と養育のための平等な機会の提供という実践は民間の篤志家によって進められた。その背景には、制度的な理論と実践的な取り組みとの乖離がある。子どもの権利思想はロックやルソー以降、漸次的に理論化され制度化されていったが、すべての子どもを健全な環境のもとに保護し養育するという実践には、社会制度では尽くせない個別的で人格的な要因がある。それゆえ、ルソーは子どもの教育と成長を論じるために、自分の思想をエミールという子どもを養育する個人的な物語の形式によって語ったのである。

福祉や教育に関する理論および制度と倫理的・人道的な実践との乖離という近代市民社会の問題は、制度理論が前提としている人間理解が、実践において直接的に他者に関わる際の人間理解と乖離していることに由来している。制度理論がもつこの問題は、経済学において典型的に現れている。近代経済学理論の基礎を築いたアダム・スミスは、『諸国民の富』（『国富論』）において、経済的な自己利益のために行為するという利己的な人間理解を軸にして理論構成を行う一方で¹⁴⁾、この書に先立つ『道徳感情論』では、「人間がどんなに利己的なものと想定されうるにしても、明らかにその本性にはいくつかの原理がある」¹⁵⁾と述べて、

他者への共感(sympathy)を出発点として人間本性に備わる道徳性を説き起こしている。近代の経済学理論は、経済的利己心によって導かれる人間という理解、いわゆる「経済人」仮説に基づいて構築されているが、一方で、近代市民の社会的実践は、制度理論に取り入れられない共感や愛などの人道的な道徳性によって説明されてきたのである。

物語という概念は、こうした制度理論と倫理的実践との乖離という近代市民社会が内包する根本問題に対する解決の試みのひとつであるといえる。「子ども期の発見」とは、社会制度のうちに子どもの権利保障のための制度を組み込むかたちで実現されてきたが、それは、子どもとの個別的で人格的な関わりの機会を平等に用意しようとする個別的な実践によって補われてきた。そこに、理論と実践との両方に通底する基本的な概念として物語性を見出そうとするのが、物語論である。

2. 2. 「児童の世紀」と子どもの権利保障

権利保障の理論の提示および社会制度の改革と、それを補う個人的な実践との両方を推進するために、ひとつの物語を提示したのが、スウェーデンの教育者・文明評論家エレン・ケイである。ケイの著書『児童の世紀』(1900年)では、20世紀の社会に向けて、「女性と子どものために有効な保護法の制定が、今、社会的良心の至上命令となるべきである」¹⁶⁾と述べられている。子どもにとって最も必要な環境は母親のいる家庭であり、子どもの学習にとって最も重要なのは実物に触れてみずから学ぶことであり、画一的で形式的な教育を排して体罰を厳禁し、社会階級や性別によって子どもを区別せずに受け入れる学校組織を作り、すべての子どもに均等に教育の機会を提供するということが、ケイの教育思想の中心的な主張である。そのための理論的基礎として、ケイは、ダーウィンの進化論に影響された優生学を採用しつつ¹⁷⁾、一方ではイブセンに影響されて、新しい夫婦のあり方として「互いに愛し、思想と感情と意思を理解し合い、強制によることなく生存競争を共闘し、しかも相手の人格の自由な発展を認める」¹⁸⁾という「新結婚法案」を作成している。来るべき20世紀を「児童の世紀」にしようというケ

イの呼びかけは、子どもと女性のために、科学的理論に基づく社会制度と愛と相互理解に基づく人格的な実践とを1つに紡ぎあげるための物語の提示である。

ケイが「児童の世紀」となることを期待した20世紀は、戦争の世紀となった。二度の大戦は、子どもも含む多くの市民が巻き込まれる世界戦争となった。そのなかで、「児童の世紀」というケイの未完の物語は、世界戦争を回避できなかった近代市民社会制度の無力と世界戦争の中での子どもの生と死という悲劇を付け加えることになった。

第二次世界大戦でナチス・ドイツ軍に占領されたポーランドのトレブリンカ強制収容所で、1942年に、一人の社会事業家とその孤児院の192人の子どもたちとともに抹殺された。裕福なユダヤ系家庭に生まれながら、生涯をかけて孤児救済と子どもの教育に尽くしたコルチャック (Janusz Korczak、本名ヘンリク・ゴールドシュミット) である。コルチャックの子ども観は物語形式の散文で書かれている。児童文学『もう一度子どもになれたら』(1925年)の冒頭で、コルチャックは、私たち大人は「むしろ、子どもたちの感性の高みまで感情を高めていかなければならない」¹⁹⁾と述べる。コルチャックが訴えたのは、「今、ここ」で眼前にいる子どものリアリティとファンタジーをありのままに受け入れ、寄り添うことである。そのとき、大人も「ありのままの自分でいなさい。そして自分自身の道をさがし求めなさい。子どもを知ろうとする前に、まず自分自身について知るようつとめなさい。子どもの権利と責任について述べようとする前に、自分自身に何ができるか知ろうとつとめなさい」²⁰⁾とコルチャックは言い、子どもも大人も、「それぞれの『今、ここ』を生きる存在として尊重されなければならない」と述べる。子どもを子どもとして全人格的に理解し、子どもに寄り添ってともに生きようとする彼の感性は、将来立派な市民になるから子どもには価値があるとするルソーの教育論の子ども理解を超えて、子どもが子どもである「今」にこそ価値があるとする理念に根ざしている。

2. 3. 経営学の全人的な人間観

以上の歴史的な概観が示すのは、子どもが子ど

もであることをありのままに受容するという子ども観の確立と社会への浸透が、17世紀以降、子どもの権利思想の理論化と制度化、および困難な状況におかれた子どもたちに直接に関わる倫理的・人道的な実践を通じて、漸次的になされたということである。「子ども期の発見」は近代西欧世界において一挙になされたのではなく、二度の世界大戦を経て現代に至るまで、紆余曲折を経ながら熟成されてきたものであり、今なお、子ども観の形成と理論化のプロセスはその途上にある。

近代社会が前提とする人間理解のうち、福祉理論の研究において最大の問題となるのは、アダム・スミス以来のいわゆる「経済人」仮説である。この仮説に基づいて、近代経済学は強力な社会理論を構築してきた。スピッカーも、アダム・スミス以来の「経済人」仮説に一定の評価を与えている²¹⁾。しかし、「経済人」仮説には限界があるということは、様々な立場から唱えられている²²⁾。ここで注目したいのは、自己利益の最大化を図る「経済人」という人間理解に対抗する2つの人間理解である。

まず、取り上げたいのは、経営学の分野で基礎的な人間理解となっている「全体論的な人間主義」である。経営学における「全体論的な人間理解」は、組織のなかでの人間を機械論的に捉えることによって効率性を追究するF. W. テイラーの「科学的管理法」に代わって、M. P. フォレットやCh. バーナードが提唱した全人的な人間理解である。バーナードは、経営学の基礎となる人間観を提示し、それを出発点として経営学理論を展開している。彼は、人間を物的・生物的・社会的な諸要因がそのつと統合されて生成していくひとつの全体と理解し、そのように統合された人格 (person) の特性として活動およびその可視的な側面としての行動を挙げ、それらの背後に心理的要因、選択力およびそこから結果する目的を見出している²³⁾。バーナードの理論は、組織における人間を主題とするが、組織の中で非人格化され調整された人間活動によって組織的な意思決定のプロセスに参加する人間という側面とともに、一方では、独自の人格をもった唯一的で全体的な存在として個人的な意思決定を行う人間というあり方も視野に入れている²⁴⁾。組織における人間は、

その両側面の統合であり、組織的な人格と全体的な人格との両面を同時に生きている。こうした全体論的な人間観は、「全人仮説」²⁵⁾と呼ばれ、バーナードの経営学理論の基礎となっている。この人間観の重要性は、人間の社会的な行為を単純化されたひとつの動機やひとつの要因によって規定しないという点にある。人間とは、「複合的で相互依存的な経験の雫」²⁶⁾のなかで、「過去および現在の物的・生物的・社会的な諸要因である無数の力や物を具体化する、単一の、独特な、独立の、孤立した全体」²⁷⁾であり、心理的・意志的な動機によって引き起こされる様々な活動と行動を行うことで、組織的人格と個別的全体的な人格とによる意思決定によって自己を実現する動的かつ関係的な存在である。バーナード経営学は、企業をはじめとする組織のなかで、こうした諸要因の複合的な作用に促されつつ意思決定し活動する人間の人格全体を考慮に入れることで、機械論的な人間理解が組織のうちにもたらす人間疎外や理論化されない人間的実存の諸相を理論化することを目ざしている。

2. 4. ケアの人間観

自己利益のために行為する人間という理解に代わる第二の人間観は、ケアする人間という理解のうちに見出される。ケアの人間観は、哲学および心理学の分野から提唱され、看護・医療・介護の分野を中心に受容され展開されてきた人間理解の試みである。その中心的なテーゼは、人間は他者との関係において自己を実現する、という人間理解である。デューイは次のように述べている。「成長する力は、他者を必要とすることと、可塑性 (plasticity) に依存している。この2つの条件はともに児童期と青年期に最高の状態にある。可塑性すなわち経験から学ぶ力は、習慣の形成をもたらす。習慣は、環境を制御する力、環境を人間の目的のために利用する力を与える。……成長は生命に特有のものであるから、教育は成長することと全く一体のものであり、それはそれを越えるいかなる目的ももたない。」²⁸⁾ここでデューイが教育について述べていることが、のちにケア論の基礎となった。

ミルトン・メイヤロフは、ケアの本質について

次のように述べている。「一人の人格 (person) をケアするということは、最も深い意味で、その人が成長すること、自己実現する (actualize himself) ことを助けることである。」²⁹⁾ひとりの人格が成長し自己実現するプロセスにおいて他者が必要とされる。ケアは、こうした成長のプロセスにおいて成立する他者との関係性であり、そこには、人格のうちに、その不完全さや未完結性を欠陥や未熟さとしてではなく、新しい実現のための可能性として発見し援助していこうとする配慮的な態度と実践がある。ケアとは、成長と自己実現のために他者を必要としている一人の人格に関わる「プロセス」³⁰⁾であり、そこには、ケアする者の関心が自己ではなく眼前の他者へと焦点化した状態である「無視」(selflessness) という要素³¹⁾と、その特定の他者へと全存在をもって関わる「献身」(devotion) という要素³²⁾が見出される。自己利益の追求を超えて、他者の成長と自己実現を目的として関わる関係性とプロセスとが、ケアの特徴である。

ノディングズもまた、自己利益を超えて他者へと関わるケアの営みが倫理的な価値をもつことを強調している。ノディングズは、眼前の他者への情緒的な「没頭」(engrossment) ³³⁾において、その他者と一体になる共感的な受容性をケアのプロセスにおける第一の相だとする³⁴⁾。共感とは、他者の内へと自己の感情を投げ入れることではなく、他者の感情が自己の感情として感じられるという他者受容 (reception) である。ノディングズは、こうした共感の境地を、マルティン・ブーバーの言う「我一汝」の関係における「天空を満たして充溢する」ような「汝」の現前と同様のものだとする³⁵⁾。

こうした献身的で共感的な関係性は、自己利害を超えて他者へと関わる倫理的なあり方を示すが、一方で、眼前の他者以外のものに対する無関心や排除をとまなうという難点もある。ノディングズらのケア論が人格的で個別的关系に限定されており、社会的な視座を欠いているという批判もある³⁶⁾。しかし、成長し自己実現するために援助を必要とする他者へと全存在をもって関係することによって、その他者以外の世界が見失われるわけではない。出会いにおいては、他者は世界の

内に見出される。そして、献身的で共感的な他者中心的視座からのケア関係の成立と深まりとともに、周囲の世界は後退していく。しかし、ケア関係を通じて、全存在をもって関わっているその他者の成長と自己実現を通じて、ケアする者の視野に、世界が別の仕方で見えてくる。世界が、眼前の他者の視座から改めて見えてくるのである。

メイヤロフによれば、一人の人格をケアするということは、世界のなかに「一つの中心を設定する」ことであり、その生きた中心の周囲に、他のすべての事物がもつ価値が全人格的に統合されてくる³⁷⁾。ケアする者にとって、他者へのケアは、その他者を焦点として世界全体に意味を再付与し、こうして焦点化された他者との関わりにおいて自らの人格的な再統合を実現する営みとなる。ケアする者は、他者中心的で献身的・共感的な関係性のうちに歩み入ることによって、「世界のなかであって、自らの場所を見出す」³⁸⁾。他者をケアするということは、自己利益の追求を超えて、他者の成長と自己実現の営みに全人格的に関わることを通じて、ケアする者に、新しい生の意味を、生きがいを与え、新しい世界を開示する。

こうしたケア関係がもつ倫理的な意味を明らかにしたのが、フェミニズムの倫理学を提唱したギリガンである。ケア関係は、他者との関係において実現されるべき倫理的価値を示している。ギリガンはケアする者の心性のうちに道徳性を見出し、コールバーグの「正義」の倫理学に対置するかたちで、ケアする心性の倫理的価値を中心において「道徳性の発達段階」を検討する発達心理学的な手法を用いている³⁹⁾。ギリガンの議論の要点は、ケアにおける他者への配慮的な心性こそ、普遍的な「正義」という規範を内在化した道徳的心性とは別の、自発的な道徳性をもつということである。ギリガンは、他者との関係や共感、配慮のなかで、「他者のニーズに対するケアと感受性」⁴⁰⁾に基づいて下される道徳的判断を主張する。他者へのケアにおいては、「誰一人として傷つけられるべきではない」という非暴力⁴¹⁾が求められ、誰もが強制や抑圧のない人格の統合をなすべきであるとする関係性の調和が希求される。ギリガンやノディングズによる「ケアの倫理学」は、「他者との道徳的な関係としてのケア」⁴²⁾が倫理的な価値を

もつことを示した。ケアの倫理は、自己が関わっていく他者が、非暴力と配慮によって実現された調和した世界のうちで成長し自己実現し、受容的な世界の中で人格を統合していくことを希求する心性に基づいている。

スピッカーは、「他者を助けることは基本的な社会的行為である」⁴³⁾としながら、「純粋に利他主義の行為もあるだろうが、そうした例は日常生活の基本構造の一部ではない」⁴⁴⁾と冷静な口調で述べている。しかし、ケア論が示したのは、ケア関係がケアする者自身の利害関心から出発したとしても、関係が深まり人格的なものになるにつれて、直接の利害関心を超えてケアする相手の人格がその可能性を実現し成長していくのを助けるという他者中心的なプロセスが成立していくという洞察である。ケアの営みは、成長し自己実現しようとする人間の生命の営み全体に関わろうとする全人格的な関係性のプロセスであり、そこに求められるのは、ギリガンの指摘した配慮的で他者中心的な感性、およびそうした感性に基づく倫理的な価値観であり、ノディングズが考察した対人対人の対話的で共感的な関係の深まりである。眼前の他者への全人格的な関わりが、他者とともに生きるという人間存在の深い意味を開示するということが、ケア論の示した人間理解である。

看護や医療といった、社会制度的に確立された領域においてケア論が果たした役割は、制度化され組織化された対人ケアに従事する専門家のあいだに、他者とともに生きる人間存在の倫理的な意味への気づきを取り戻したということである。一方、今日、基礎構造改革のさなかにある福祉の分野では、社会制度の確立という課題が焦眉となっており、社会福祉の各分野に従事する専門家のあいだでは、他者とともに生きる人間存在の全人格的な意味を考察するという機運は十分に熟しているとは言えない。そのような中で、児童福祉の分野もまた種々の改革を求められている。しかし、児童福祉は、17世紀の「子ども期の発見」以来の教育と保育の歴史をもち、様々な基礎理論と実践の積み重ねを背景にして、社会制度としても比較的成熟している分野であると言える。教育や保育は、自由、平等という民主主義の理念によって支えられ、また、自由、平等という民主主義の理念

を具体的に実現するための社会的な営みの一つとして機能してきた。教育学者の堀尾輝久は、「教育の自由の原点は、私は、一人ひとりの人間が本当に自由な精神の主体になっていくことだと思います」⁴⁵⁾と語る。ここには、教育の本質、より広くいえばケアの本質を突いた洞察が見られる。それは、物語論的な人間理解といってよい。教育は、教育を受ける権利という権利思想を理論的前提とする公的に保証された権利行使の制度であると同時に、対人関係における個別的全人格的なダイナミズムにおいて成り立つという意味では、そのつどの人格的な関係性において成立する物語性をもつ。その目的は自由な主体の養成であり、それはまたケアの目的でもある。ケアされる者が、そのケア関係を通じて、自らの自由で主体的な成長と自己実現を助けられるということが、ケアの原点である。ケアもまた、公的に保障された権利行使の制度であるとともに、人格的で個別な関係性のダイナミズムによって成り立つ物語性をもつ。そこには、自己利益を最大化するように行う人間という類型とは別の、他者の成長と自己実現を助けることを通じて自己の生の意味を実感するという人間の全人格的な関係性という類型を見出すことができる。

以上の考察を受けて、次章では、子どもを独自の主体性をもった生活者として全人格的に理解しつつ、子どもの成長と自己実現を助ける倫理的なケアの営みの基礎となる人間理解をコルチャックに即して検討し、そうした人間理解を補う社会学的理论としてミード社会学を取り上げる。

3. 1. 児童福祉の基礎的な人間理解

コルチャックは、今日の子どもの権利保障の基礎となる理念を提示した先駆者として評価されている。コルチャックが提示した子どもの権利は、端的に、次の3つに要約される。すなわち、「1. 子どもの死に対する権利」、「2. 今日という日に対する子どもの権利」、「3. 子どものあるがままで存在する権利」である⁴⁶⁾。「今というときを生きる子ども」のかけがえのない生を尊重する、あるいは「子どものあるがままを受け止める」という考えは、塚本智宏が指摘するように、子どもと関わり、保育、教育、医療、看護、福祉などを通じ

て子どもの問題に直面してきた人々が、その一瞬一瞬の関わりのなかで、あるいは長いあいだの悩みを通じて、多くの経験の積み重ねによって辿り着いた考えでもある⁴⁷⁾。この意味で、コルチャックの子どもの権利思想は、公的な権利保障の制度の基礎となる物語性をもった個別的全人格的な関係性を表現するものと理解できる。さらに、コルチャックが第一の権利として掲げた「死に対する権利」のうちには、子どもの生と死の尊厳という考えと、子どもの全人格に対する深い配慮、特にスピリチュアルな次元での配慮が表明されている。コルチャックは、子どもは親の所有物ではない、と繰り返し強調し、「死に対する権利」という言葉によって、子どもの生も死も、まさにその子ども自身の生であり死であるということをはっきりさせている。コルチャックの言葉は、現代のわれわれにも深く響いてくる。しかし、コルチャックの言葉は理論として構築されたものではなく、散文的で物語的な表現である。現代の児童福祉の課題として、コルチャックの精神を継承しつつ、その子ども観と人間観を理論的基礎として明確にすることが求められている。コルチャックの言葉が示しているのは、子どものありのままを尊重すること、子どもの権利を尊重することである。言い換えると、児童福祉は、雇用や労働、財の公平な配分や社会参加といった他の福祉分野で中心的な主題となることに加え、子どもが健やかに生まれ、成長し、保護されつつ社会参加するという諸権利の保障という主題をもっているということである。それゆえ、児童福祉には、そのような権利保障のために社会制度を整備するという課題とともに、子どもの生存、成長、保護、社会参加などの諸権利を実現するための人格的な関わり、すなわちケア関係の確立が重点的な課題となる。児童福祉が、子どもという独自の生活の主体者とそこに関わる人間のあり方に対する深い人間理解を必要とするのは、そのためである。

3. 2. ミードの社会学における人間理解

スピッカーは、福祉の基礎となる人間理解として「社会のなかの人」という基礎的な人間観を挙げ、「人は他者とともに生活している」という基本的なテーゼを掲げ、「社会生活とは他者との生活

である」と述べている⁴⁸⁾。次いで、スピッカーは、他者との社会的な生活のなかで、「人は相互に依存している」と述べ、さらに、「社会的相互行為は共通の様式にしたがう」と述べている。スピッカーの議論は、上述のように、社会福祉の基礎的な一般理論を構築する手順として、まず、福祉における基礎的な人間理解から出発し、福祉国家の制度的なあり方の検討は最後になされる。エスピン・アンデルセンらの福祉理論が、アダム・スミスの自由主義的な経済理論を批判しながらも、経済的自己利益の追求を基礎におく経済理論を受け入れながら展開されているのに対して、スピッカーや塩野谷祐一は、効率性によって支配された経済システムを福祉という観点から捉え直し⁴⁹⁾、福祉における人間とは何かという基礎的な考察を深めている。自己利益の追求という「経済人」仮説を基礎にして効率性を高めるために合理的にデザインされた社会システムのあり方を批判し、人間をより全体的な観点から統合的に理解しようとする姿勢は、バーナード経営学の「全人仮説」を出発点とする方法と同じである。ここでは、スピッカーの基礎的な一般理論の構築に倣って、コルチャックが散文的な仕方で示した児童福祉に固有の基礎的な人間理解を検討するために、J. H. ミードの社会学的な人間理解を取り上げる。そこで問題となるのは、スピッカーが基礎的な人間理解の第一に掲げた「社会のなかの人」⁵⁰⁾、すなわち「人は他者とともに生活している」というテーゼが子ども理解のモデルとして妥当かどうかである。

個人の背景には共同体があり、自我 (self) は社会的な性格をもつ。クーリーのよれば、子ども時代から経験する遊びやゲームを通じて、フェアプレイの原則に基づいて諸個人の間主観性という意識が成長し「自然権」や「理想的民主主義」の萌芽が現れる。子どもたちは身近な他者たちが社会的な作用者となって継続的に関わる影響作用を通じて「子どもの社会化」を達成し、共通の文化を身につけた人格的な自我を形成するとする⁵¹⁾。こうした「子どもの社会化」理論は、「人 (person) は社会関係によって定義される」⁵²⁾、「社会関係は様式化され構造化される」⁵³⁾ というスピッカーによる人間観のテーゼにも適用できる。しかし、

クーリーのこの考えには、ひとつの陥穽がある。すなわち、子どもの「今、ここ」は、将来身につけるであろう社会的な自我を形成するための経過段階であり、子どもは社会化 (socialization) の途上にある自然的で未熟な状態の存在者であるという見方である。子どもの社会性は、成長段階の後期以降にはじめて達成されるとする見方は、子どもの「現在」が非社会的で未熟な人格であること、それゆえ子どもは未来の社会化された人格のためにあるのだという考えを導く。これは、子どもの「今、ここ」でのありのままの存在を受け入れるというコルチャックの人間理解とは相容れない。「子どもはだんだんと人間になるのではなく、すでに人間である」⁵⁴⁾と述べたコルチャックは、社会化のプロセスのなかで未熟な自我を形成する途上にあるとする子ども観に対して次のように抗議する。「百人の子どもは百人の人間である。それは、いつかどこかに現れる人間ではない。まだ見ぬ人間でもなく、明日の人間でもなく、すでに今、人間なのだ。小さな世界ではなく、すでに世界なのだ。小さな人間ではなく、偉大な人間。“無垢な”人間ではなく、人間的な価値、人間的な美点、人間的な特徴、人間的な志向、人間的な望みを確かに持った存在なのだ。」⁵⁵⁾

J. H. ミードは、社会化 (socialization) という語を用いていない⁵⁶⁾。社会化という語の根底には、没社会的・非社会的な子どもがやがて社会的な存在者になっていくという理解がある。ミードは「子どもは学習によって社会的 (social) になるのではない。学習するためには社会的でなければならない」⁵⁷⁾と述べている。「社会的」とは、他者との相互的な役割取得のなかに位置づけられた自己を見出すという意味である。子どもは未熟な発達途上の前社会的な人間ではなく、すでに社会的な人間として存在しているというのが、ミードの社会理論における子ども理解である。

ミードは子どもの発達において、社会的な自我意識が形成されるために不可欠な2つの時期を区別している。「第一の時期はプレイ期であり、第二の時期はゲーム期である。」⁵⁸⁾プレイ期は、役割を模倣的に演ずる (プレイする) 時期であり、子どもは、親、先生、牧師、店員、警官、海賊などの役を次々に演じる。こうしたプレイを通じて子

どもは自分の社会に属する人々の役割を理解するとともに、身近な他者の役割を演じることで、具体的に個別的な特定の他者(たとえば親)の自己に対する反応がもつ意味内容と社会的な文脈を理解する。有名な野球選手を模倣し演じることなどが、プレイの特徴である。そのとき、子どもは投手という一般的な役割を演じているのではなく、松坂やダルビッシュ、あるいは父親や兄弟といった特定の他者を模倣する。

プレイ期に続いて現れるゲーム期には、ゲーム遊びにおいて定められたルールや手続きを理解しながら、プレイ期のように特定の他者の行為だけを理解するのではなく、ゲームに参加するすべての他者の多様な役割を理解して、それに基づいて自分の行為を律する。子どもは有名選手や近親者などの特定の他者を模倣するのではなく、自分が置かれた立場を理解して投手一般、打者一般といった「一般化された他者」の役割を演じる。「たとえば、子どもが一塁を守るならば、それは野手や捕手からボールが送られてくるプレイヤーとしてである。子どもは、自分に対する組織化された反応を、自分自身がさまざまなポジションを守る際に取り入れている。そして、この組織化された反応は、子どもの行為を引き起こしコントロールする『一般化された他者』と私が呼んできたものになる。そして、子どもの経験におけるこの『一般化された他者』が、子どもに自我を与える。」⁵⁹⁾ここでの他者は、子どもが身近に触れている特定の誰かではなく、そうした近親者や友人たちが演じている一般的な役割を表わす匿名の他者である。子どもは、ゲームを通じて「一般化された他者」の多様なあり方を理解し、ゲームのなかで特定の立場に立つことによって、その「一般化された他者」のなかから、自分が演ずるべき役割を選択して行為する。こうして、プレイ期からゲーム期へと進むにつれて、子どもは、一般的な社会性をもった他者との相互作用のなかでの自我を形成していく。

ミードの主張の第一の要点は、子どもはプレイやゲームを通じてはじめて社会的な自我を形成するというクーリーの社会理論を否定して、プレイやゲームをするにあたって子どもはすでに社会的な存在であるという観点から子どもの社会性

発達を理論化しているという点である。子どもは、その社会的な関係のなかで、より複雑な他者理解とそれに基づく多様な文脈の中での自己理解とを形成していく。集団の成員が共通のルールや手続きを理解して行為する場合、それを説明するためにミードは「一般化された他者」が代表する規範的な環境に対して各自の置かれたパースペクティブから適応するという考えを示している。「模倣」による適応については、周知のようにデュルケムが『自殺論』において「非社会的要因」として否定した⁶⁰⁾。しかし、ミードは、過去に成立した社会的規範や共有の知識在庫を模倣によって受動的に内在化することを通じて子どもの自我が発達すると主張しているのではない。むしろ彼の真意は、模倣から「一般化された他者」理解に至る一連の段階を通じて、子どもは過去に成立した社会的規範や知識が生成するプロセスを自ら要約的に再現しているということを示していることにある。子どもは、過去の社会において保証され正当化された役割とルールを受動的に内在化させることによって社会的な規範という鑄型に自己をはめ込むのではなく、それらの役割やルールが歴史的に生成されてきたプロセスを自分のパースペクティブにおいて再演し再創造するという内的なプロセスを通じて、社会性を自ら発展させる。端的に言えば、子どもの遊びのなかで、社会的な規範は外在的なものとして与えられるのではなく、そのつどの子どもの「今、ここ」の中から創発的に立ち現れるのである。

ミード理論の第二の要点は、「一般化された他者」が理解されるにつれて、子どもは自己の置かれたそのつどの特定の立場(パースペクティブ)から、ゲーム全体の文脈を見渡し、理解するようになるということである。こうした社会的自我形成によって、自己の特定のパースペクティブから社会全体の文脈を理解するというかたちで他者と自己との相互性が獲得されていく。そのとき、子どもの生きる「今、ここ」は、社会的な文脈という広がりの中に位置づけられ、過去からの繋がりと未来へのプロジェクトをもった現在という時間における他者との相互的な関係という人間の社会性の基礎的な構造が開示される。ミードのこの理論は、スピッカーが「義務」の相互性について

論じていることを、子どもの創発的な適応という観点から書き換える可能性を提示している。スピーカーは、人間を社会的な存在と定義し、社会関係は相互的・互酬的であり、過去から現在、そして未来へと世代を超えて展開する義務の互酬的な連鎖のなかにあるとし、その連鎖のなかにも子どもも位置づけられるとするが、ミード理論では、子どもを社会的な存在と定義した上で、社会関係は規範として示されるが、子どもはそれを創発的に内在化し、そのことによって子ども自身が主体的に自己と他者の役割やルールを理解し、過去から現在、未来へと展開する他者との関係性を子ども自身が広げていくとされるのである。

ミードの主張の第三の要点は、こうして創発的に現れる特定のパースペクティブは仮想のものではなく、現実世界の社会的な文脈のなかで客観的な実在性をもっているということである。言い換えると、子どもの自己は、「一般化された他者」を理解していく過程で、固有の自己を放棄して抽象的で一般的な匿名化された役割へとアイデンティファイされるのではなく、社会的な文脈の中での具体的な「今、ここ」のパースペクティブを創発的に獲得していくのである。社会的に共有された一般的で抽象的な役割、たとえば一塁を守る野手という役割を演じる時、子どもは、匿名の抽象的な存在として個性を消すのではなく、まさにその子ども自身としての具体性と主体性をもって、社会的な文脈のなかで自己を位置づけながらその役割を演じるのである。「リアリティは現在のうちに存在する」⁶¹⁾とミードは言う。この現在は、未来を予想と期待というかたちで保持し、過去を記憶と痕跡というかたちで保持している。子どもの生きる「今、ここ」のリアリティは、社会的なものとして他者との関係のうちにあり、社会的相互作用のなかで次第により具体的で多様なパースペクティブを形成していく。現在とは、外在化された社会的規範によって予測可能でありながら内面からの創発的な出来事のゆえに予測不可能でもある未来を保持し、外在化されたかたちで与えられた社会的規範と内在化された記憶のうちに過去を保持する時間である。子どもは、「今、ここ」という限定されたパースペクティブに立ちながら、現在という時間のなかで、自己が置かれた社会的な

文脈の全体を「一般化された他者」の多様性と整合性によって理解し、創発的な出来事の子測不可能性によって新しいものの創造に伴う葛藤と喜びを知るようになっていく。そこには、社会的な共通の相互理解の基盤に立ちながら、匿名化されずに個別的で人格的な関係性のなかで自己を実現していくという人間の生活のダイナミズム、すなわち物語性がある。本論文で取り上げてきた物語的な人間理解の社会的な理論化が、ミードによってなされているといえる。

3. 3. ミード理論に基づく物語的な子ども観

ミードが明らかにしたこれらの観点から、「社会のなかの人」として子どもを理解し、「他者とともに生活している」子どもの社会性を理解しようとするとき、福祉理論の基礎となる人間観を検討したスピーカーの議論では考慮されなかったいくつかの問題が生じる。第一に、子どもの社会性には、常に、創造的な内的動機と規範的な外的要求との葛藤がともなう、という点を考慮しなければならない。子どもは、その社会性の発達段階において、「一般化された他者」が代表する多様な社会的役割と文脈を規範として取り込むが、その規範に対して鑄型に自己を合わせるようにしがたうのではなく、創発的に対応することによって、外的に付与された社会的役割を自己自身のものにする。ミードの別の言葉を使えば、「自我」(self)は、「主我」(I)と「客我」(me)とからなり、その両者の間には適応と葛藤の緊張状態がある。「自我」は「客我」の獲得によって形成され、「主我」はこの「客我」に適応的に反応する。しかし、この「主我」の反応は常に創発的であり、「客我」が規範的に要求するものを主体的な再創造によって自ら獲得していく。「主我」のこの創発的な動機によって、「客我」の要求と「主我」の反応には常に差異が生じる。この差異が社会適応のための規範的な作用者として機能する「客我」と、主体的な創造的作用者として自己を実現する「主我」とのあいだの「葛藤」(conflict)を生む。この葛藤の解決は、「主我」の創発的な反応と「客我」の保持する規範的な要求とが統合され再組織化されて、新しい「客我」として再構成されるという弁証法的な過程によってもたらされる。実現された新し

い「客我」は、新しいパースペクティブが生成されたことを示す。この新しいパースペクティブによって、自我は、最初の「客我」によっては不可能だった適応の行動をとることができる⁶²⁾。

同一の社会的規範のもとにあっても、子どもたちは多様な創発的適応を示す。いわゆる個性とは、この創発的な適応の葛藤と解決のプロセスがもたらす多様性のことである⁶³⁾。単純に言えば、より個性的な子どもは、より深刻な葛藤と解決のプロセスのうちにあるということである。子どもの社会性を検討する際には、社会的な規範への適応と創発的な自己実現のあいだの葛藤と解決のプロセスが考慮されなければならない。コルチャックの言葉を借りれば、大人は子どもの感性の高みにまで自分を高めなければならない。百人の子どもの百の個性は、その一人ひとりの葛藤の苦しみと解決の喜びのプロセスという物語なのである。

バントンによれば、人 (person) は社会のなかで多様な役割を担っており、それらの役割が当人の社会関係を作り上げ、社会的な行為を規定している⁶⁴⁾。スピッカーは、こうした社会適応説にしたがって、「社会的相互行為は共通の様式にしたがう」⁶⁵⁾と述べている。しかし、「この種の役割が意味しているのは、ある状況や関係におかれている者は、自分がどう行動し何を期待するか分かっているということである」⁶⁶⁾とスピッカーが述べる時、そこでは、子どもが最初に直面する社会的な共通の様式と役割への受動的な適応と主体的で創発的な役割の再創造とのあいだの葛藤と解決のプロセスが等閑に付せられている。子どもの社会的関係は、他者との同等で水平的な関係ではなく、「一般化された他者」が適応すべき上位的規範として迫ってくる階層的な関係である。子どもを独自の主体性をもった生活者として理解する人間理解に立てば、こうした階層関係のなかで、社会的な共通の様式と役割を代表する「一般化された他者」からの社会的で規範的な要求に対して、子どもの主体的で創発的な反応が過度の抑圧によって阻害されることのないような配慮的な関係と、そこに生じる葛藤を弁証法的な解決へと導くような支援的な関係を構築することが求められる。階層関係における抑圧や強制を緩和するようなそうした配慮的で支援的な関係によって形成された子

どもの自我は、さらに複雑な社会的規範の内在化という局面に対して再帰的に作用し、より困難な葛藤を解決へと導くスキルを育てることになるだろう。総じて、こうした適応と創発のプロセスは、「人 (person) は社会関係によって定義される」⁶⁷⁾とするスピッカーの社会学的な命題に対し、「社会関係もまた、人によって新たに定義される」という再帰的なプロセスを示す命題を対置することになる。社会関係によって形成されつつ、社会関係を再帰的に形成していくという子どもの社会性は、一般的な社会的規範の再生産ではなく、一般的なものを基盤としながらそのつど個別的人格的な営みが関係性の中で立ち現れるという物語性をもつのである。

4. 1. 児童福祉の倫理性

ユーイングは、アダム・スミスの利己的人間という理解と、ケア論において端的に示されている利他的な人間という理解とのあいだに生じる倫理的な問題について、次のように述べている。「倫理学にあらわれる最初の疑問のひとつは、何故私は他者のために自分を犠牲にすべきなのだろうか、ということである。」⁶⁸⁾

ケアの倫理学が示したのは、眼前の他者とのケア関係が、制度的な権利や義務によって規定された一般的な関係から全人格的で個別な関係へと深まるにつれて、自己利益の追究とは別の、眼前の他者の自己実現のために行為するという動機が生まれてくるということである。その際、第一義的に重要になるのは、以上のような社会的一般性と個別的人格な関係性との両方に通底するような物語の生成である。子どもの成長と自己実現を助けるケアの関係が、児童福祉の実践の原点であるとすれば、その関係性においてまず要求されるのは、子どもの社会性が発達していく段階での葛藤を抑圧することなく、むしろ規範的な要求に対して葛藤する子どものありのままの現在を受け入れ、その葛藤状態を弁証法的で統合的な解決へと導くように援助することである。

そして、第二に重要になるのは、子どもの社会性発達の各段階で、どのような共通の社会的規範の内在化が適切かを検討すること、言い換えると、いかなる環境を用意するかということであ

る。そこで課題となるのは、子どもにとって相応しい社会的規範とはいかなるものかを検討し判断することである。これは、倫理的な判断である。子どもを取りまく環境が、搾取や抑圧、虐待、貧困、過度の競争などの社会的な問題をもつものであれば、子どもが置かれた環境からの規範的な要請は、命令に服従すること、自由行動を慎むこと、労働すること、食欲その他の生理的欲求を抑圧すること、あるいはその充足のために他者の権利や社会秩序を侵害し破壊するような利己的行為に及ぶこと、自己の意見を表明しないこと等、強力な抑制として機能するであろう。児童福祉の制度と実践の課題は、子どもが健全な社会的規範を共通の理解として保持するような社会環境のもとで育つように、社会制度や環境を整備し改革することである。子どもの置かれた状況は、社会問題の縮図であると言われる。求められるのは、子どもの社会性発達への深い理解に根ざし、倫理的な判断に基づく制度的・環境的な整備である。

第三に重要になるのは、以上のような基礎的な人間理解を、子どもの権利保障という思想といかに結びつけるかである。これは、近代の市民社会の基礎となっている人間観、特に、自己利益の追求という経済学的人間観が前提とする「権利」と「所有」の理念を再検討することにつながる。

たとえば、青年時代のヘーゲルは、ロマン主義と革命への熱気という時代の雰囲気なかで、社会変革を夢想しながら、「権利」ではなく「愛」を原理にして築かれる共同体を思索した。青年ヘーゲルの問いは「愛によって所有関係を、権利関係を廃棄することは可能かどうか」という形をとった⁶⁹⁾。当時のヘーゲルの草稿では、「権利」の原理によって成立する契約型の社会の原型として、古代ユダヤ民族の社会が取り上げられる。そして、ヘーゲルは、愛の精神によってこの契約型の社会を変革しようとした人物としてイエスを描き出す。

「イエスは、一般に愛によって一切の権利を放棄することを要求する。愛によって正義や不正義の全領域を超えることを要求する。愛の中では、権利とともに、不平等の感情も、平等を求めるこの感情の要請 (Soll) も、つまり敵に対する憎しみも、消えるからである。」⁷⁰⁾

ここでヘーゲルは、古代ユダヤ社会に仮託して近代の権利思想に基づく契約型市民社会のはらむ問題を検討している。近代市民社会は、市民の一人一人を権利の主体と見なし、個人が自己の正当な権利を主張する所有物（財や労働力等）に関しては他者の干渉を許さないことを保障する。そのために、近代市民社会は、権利と所有の主体である個人という考えを確立する一方で、自己と他者の親密な関係によって築かれる共同体を解体し、個々人を分散させ対立させる。たとえば、莫大な富を所有する者が、それを賭博などで浪費しても、あるいは賭博施設を経営することでますます私腹を肥やし貧富の格差を広げることになろうとも、当該の社会で認められた法を逸脱しないかぎり他者はそれについて干渉することはできない。

「権利」の思想は、自由競争を激化させ、個々人の共同体的な連帯を解体するため、分散され貧富の格差を広げていく諸個人を統制するために社会契約と法体系によって権利の野放図な行使を規制しなければならない。そのための制度の確立を市民自身の手で行うのが近代の民主主義的な市民社会である。しかし、そこでは、個々人の競争と対立は規制されてはいるが、根本的に解決されているわけではない。福祉は、こうした格差の拡大する競争社会に対するセーフティ・ネットとして機能しているが、青年時代のヘーゲルが思索したのは、競争原理に根ざさない共同体のあり方であり、その原理としてキリスト教の説いた「愛」を検討したのである。

しかし、権利と所有の理念に基づき自己利益の最大化を図る諸個人による契約型社会に代わる、人格と人格との深い結びつきに基づく愛の共同体という理想は、実行不可能な倫理的理想である。笹沢豊は、「『若きヘーゲル』のイエス論は、愛の実践の不可能を逐一明らかにする確認の作業として読まれなければならない」⁷¹⁾と言う。なぜなら、愛は、諸個人のあいだでは、普遍的で一般的な律法や規範ではなく、個別的で人格的な紐帯としてしか現れないからである。言い換えると、愛は移ろいやすく、冷めやすい。愛は、他者と全人格的に関わるそのつどの「今、ここ」において実現するが、その瞬間が経過したのちも自己と他者がそれぞれの生を生きるこの現実世界は存続する。

「愛は諸瞬間における多くの点を結合するが、しかし、世界、世界における人間、世界の支配、それらは愛の瞬間的な結合にもかかわらずなお存立する。」⁷²⁾ヘーゲルが吟味した愛は、個々の人格の「今、ここ」における結びつきを深め、自己利益の追求を超えて他者の成長と自己実現に献身するような強烈な感じを与えるが、その結びつきはメイヤロフが言ったように一つのプロセスであり、個別的で移ろいやすい。

4. 2. 物語としての倫理

子どもを権利の主体として理解し、その権利を保障するという社会制度は、今後ますます整備され確立されていかなければならない。しかし、児童福祉は、子どもの権利思想に基づく制度の確立とともに、一人の人格の成長と自己実現を助けるという個別的全人格的な関係性をそのつど築くことによってはじめて実践される。そのような人格的で動的な関係性は、個別の努力によって達成可能であるとしても、一般的な制度として確立することは不可能である。愛やケアの営みには、確かに、他者のうちに可能性を見出しその実現のために全人格的な関わりをもつという点で、倫理的な価値の実現があるが、そうした倫理的価値や道徳性は制度化され得ない。これが、青年時代のヘーゲルが直面した問題であり、今日、ケアの倫理に向けられた批判でもある。児童福祉の歴史は、すでに見たように、制度の確立、拡大とともに、常に、民間の篤志家や教育者らによる個別の取り組みによって支えられてきた。

児童福祉の社会制度は、常に、個別的全人格的な関係性の実現という実践によって補完される必要がある。たとえば、エレン・ケイが描いたような愛によって結びついた家族という場がない場合、児童福祉は、制度によって最低限度の権利を保障する一方で、子どもの社会性発達のための最善の環境を整え、子どもの成長と自己実現に人格的に関わる実践者に委託する必要がある。そして、この最後の点、すなわち、全人格的に子どもに関わるという実践は、制度によって保障することができず、制度が準備した枠組みの中で、そのつどの出会いと関係の深まりにおいて個別に成立するしかない。

制度と実践の双方が補完しあって成立するのが児童福祉である。そこに実現されるのは、自己利害を超えた他者への関与という道徳性であり、その目的となるのは、成長し自己を実現する子どもの「今、ここ」での全人格である。それは、制度的な一般性と実践的な個性性が紡ぎだす生命の成長の出会いと別離の物語である。児童福祉の倫理は、社会制度として一定の枠組みで定式化されるとともに、そのつどの実践における個別的全人格的な関係性の深まりのなかで実現されるという物語性をもつ。

5. 結び

児童福祉の制度的な整備と拡充は、現在も緊急の課題である。その中で、「子ども期の発見」は過去の物語となったわけではない。子どもを社会的で全人格的な存在者として受け入れ、その成長と自己実現を助けるという倫理的な物語は、現在も進行の途上にある。

子どもの置かれている状況には、社会全体の問題が先鋭化されたかたちで表れている。児童福祉は、「困難な条件」のなかにある子どもたちに関わっていくことを通じて、各時代の社会が直面している諸問題に取り組んできた。今日、少子化に歯止めがかからず、虐待の相談件数が増加の一途を辿るわが国は、社会が子どもを生み、育てるといった基本的な力を喪失しつつあるといえる。これは、危機的な状況である。子どもの福祉のために、子どもの権利を保障する社会制度を整備するとともに、子どもを不完全な小型の人間としてではなく、一つの独立した人格として全人的に受け入れ、その成長と自己実現のために必要な援助と配慮を行うことが必要である。それは、現代社会の倫理的な要請であり、近代市民社会が始めた未完の物語に悲劇と危機を乗り越えて新しい一章を付け加えていく営みでもある。

【注】

- 1) Spicker, P., *The Welfare State: A General Theory*, 1st edition, London: Sage Publications, 2000. (ポール・スピッカー『福祉国家の一般理論—福祉哲学論考』阿部實、坪洋一、金子充訳、勁草書房、2004年。)

- 2) Esping-Andersen, G. *The Three Worlds of Welfare Capitalism*, Polity Press, 1990. (イエスタ・エスピン・アンデルセン『福祉資本主義の三つの世界』岡沢憲美、宮本太郎監訳、ミネルヴァ書房、2001年。) Esping-Andersen, G., *Social Foundations of Postindustrial Economics*, Oxford University Press, 1999. (イエスタ・エスピン・アンデルセン『ポスト工業経済の社会的基礎—市場・福祉国家・家族の政治経済学』渡辺雅男、渡辺景子訳、桜井書店、2000年。) Titmuss, R., *Social Policy: An Introduction*, London: Allen and Unwin, 1974. (リチャード・ティトマス『社会福祉政策論』三友雅夫監訳、恒星社厚生閣、1981年。)
- 3) フィリップ・アリエス『〈子供〉の誕生—アンシャン・レジーム期の子供と家族生活』杉山光信、杉山美恵子訳、みすず書房、1980年、35-50ページ。なお、用語の統一のため、原文の「子供」という表記を本論文では「子ども」に改めている。以下同様。
- 4) ジョン・ロック『市民政府論』鶴飼信成訳、岩波書店、1968年、6ページ。
- 5) ロック、前掲書、57ページ。ただし、原文では、引用文に続けて「それはあらゆる種類の平等を指したものと解されてはならない。年齢や徳の故に、ひとが優越性を与えられるのは当然である」(同所)と述べられ、年齢による優越という考えが明確にされている。
- 6) ロック、前掲書、59ページ。また、「子どもの養育は、子どもの福祉のために両親に課せられた義務である」(同書70ページ)とも言われている。ただし、ロックは、子どもが「知識も理解力もない、弱い無力な嬰兒として生まれ」たので、「この不完全な状態の欠陥を補うために」(同書59ページ)両親が養育の義務を負うと述べている。子どもを「不完全な状態」にある人間と見なしている点で、ロックはまだ前近代的な人間観に立っていると見える。
- 7) ロック、前掲書、82ページ。
- 8) ジャン・ジャック・ルソー『エミール』(上) 今野一雄訳、岩波書店、1962年、125ページ。
- 9) ルソー、前掲書、134ページ。
- 10) ルソー、前掲書、103ページ。
- 11) 物語論および物語概念は、近年様々な学問領域で多義的に用いられているが、物語論の思想的系譜について、たとえば野家啓一は、①フランス構造主義の流れ、②ドイツの「歴史的理論」の流れ、③英米圏の歴史分析哲学の流れ、④H. ホワイトやP. リクールらの解釈学および歴史の詩学的研究に分類している(野家啓一『物語の哲学』岩波書店、2005年、302-310ページ)。物語論の思想史的系譜については野家の著作のほか、次の著作も参考になる。鹿島徹『可能性としての歴史—越境する物語り理論』岩波書店、2006年。
- 12) 野家啓一『物語の哲学』岩波書店、2005年、300-301ページ。
- 13) オーウェンらの取り組みに関しては拙稿「子どもの福祉と子育て家庭支援の基本理念」(星野正明、川出富貴子、三宅邦建編『子どもの福祉と子育て家庭支援』(株)みらい、2007年、50-61ページ)参照。
- 14) Smith, A., *The Wealth of Nations*, London: Everyman, 1991. (アダム・スミス『国富論』(1)–(9)、杉山忠平訳、岩波書店、2000-2001年。)
- 15) アダム・スミス『道徳感情論』(上) 水田洋訳、岩波書店、2003年、23ページ。
- 16) エレン・ケイ『児童の世紀』小野寺信、小野寺百合子訳、富山房、1979年、58ページ。
- 17) 本多和子『子ども100年のエポック—「児童の世紀」から「子どもの権利条約」まで』フレーベル館、2000年、9-32ページ。
- 18) 小野寺信「解題」(エレン・ケイ、前掲書 i-xii) v-vi ページ。
- 19) ヤヌシュ・コルチャック『もう一度子供になれば』近藤康子訳、図書出版社、1993年、「大人の読者に」(ページ数が割り振られていない巻頭言)。
- 20) Korchak, Ianush, *Kak liubit' renbenka*, Moskva: Kniga o Vospitanii, 1990, p.112. (塚本智宏、『コルチャック 子どもの権利の尊重—子どもはすでに人間である』子どもの未来社、2004年、125ページ。ヤヌシュ・コルチャック『コルチャック先生のいのちの言葉』サンドラ・ジョウゼフ編著、津崎哲雄訳、明石書

- 店、2001年、22ページ。この引用の訳文は津崎訳に依った。)
- 21) スピッカー、前掲書、51-52ページ。
- 22) たとえば、Drucker, P. F., *The End of Economic Man: The Origins of Totalitarianism*, reprint, Transaction Publisher, 1995 (ピーター・ドラッカー『「経済人」の終わり—全体主義はなぜ生まれたか』上田惇生訳、ダイヤモンド社、1997年)、Whitehead, A. N., *Adventures of Ideas*, New York: Free Press, 1967, chapter V (A. N. ホワイトヘッド『観念の冒険』ホワイトヘッド著作集第12巻、山本誠作、菱木政晴訳、松籟社、1982年、第5章)、Sen A. *Commodities and Capabilities*, Elsevier Science Pub.Co., 1985 (アマルティア・セン『福祉の経済学：財と潜在能力』鈴木興太郎訳、岩波書店、1988年)を参照。
- 23) Barnard, Ch. I., *The Function of the Executive*, Harvard University Press, 1938, pp.10-14. (チェスター・バーナード『新訳 経営者の役割』経営名著シリーズ2、山本安次郎、田杉競、飯野春樹訳、ダイヤモンド社、1968年、10-15ページ。)
- 24) Barnard, Ch. I., op.cit., pp.185-189. (バーナード、前掲書、193-197ページ。)
- 25) 飯野春樹『バーナード研究』文眞堂、1978年、112ページ。村田晴夫『情報とシステムの哲学—現代批判の視点』文眞堂、1990年、152ページ、204ページ。庭本佳和『バーナード経営学の展開—意味と生命を求めて』文眞堂、2006年、306ページ。
- 26) “drops of experience, complex and interdependent.” これは、バーナードに思想的な影響を与えたホワイトヘッドの言葉である。Whitehead, A. N., *Process and Reality: An Essay in Cosmology*, corrected edition, ed. by Griffin, D. R. and Sherburen, D. W., New York: Free Press, 1978, p.18. (ホワイトヘッド『過程と実在』(上) ホワイトヘッド著作集第10巻、山本誠作訳、松籟社、1984年、30ページ。)
- 27) Barnard, Ch. I., op.cit., p.12. (チェスター・バーナード、前掲書、13ページ。)
- 28) Dewey, J., *Democracy and Education to the Philosophy of Education*, New York: Free Press, 1966, p. 52-53. (ジョン・デューイ『民主主義と教育』(上) 松野安男訳、岩波書店、1975年、91-92ページ。)
- 29) Mayeroff, M., *On Caring*, New York: Harper Perennial, 1990, p.1. (ミルトン・メイヤロフ『ケアの本質—生きることの意味』田村真、向野宣之訳、ゆみる出版、1987年、13ページ。)
- 30) メイヤロフは次のように述べている。「他者の成長と自己実現を助けることとしてのケアは、一つのプロセスであり、展開を内にはらみつつ人に関係していくあり方である。」(Mayeroff, op.cit. pp.1- 2)
- 31) Mayeroff, op.cit., pp.39.
- 32) Mayeroff, op.cit., pp.10.
- 33) Noddings, N. *Caring: A Feminine Approach to Ethics and Moral Education*, University of Chicago Press, 1984, p.9.
- 34) Noddings, op.cit., pp.30-58.
- 35) Noddings, op.cit., p.32. Vgl. Buber, M., *Ich und Du*, Gerlingen: Lambert Schneider, 1974, S.15.
- 36) ヘルガ・クーゼ『ケアリング—看護婦・女性・倫理』竹内徹、村上弥生訳、メディカ出版、2000年。ダニエル・チャンプリス『ケアの向こう側—看護職が直面する道徳的・倫理的矛盾』浅野祐子訳、日本看護協会出版会、2004年。
- 37) Mayeroff, op.cit., pp.66-67.
- 38) Mayeroff, op.cit., p.69.
- 39) ギリガンおよび彼女以降のケアの倫理と、コールバーグの正義の倫理に関しては、ギリガン、ノディングズの著作の他に、以下の著作も参照。Kohlberg, L., *The Philosophy of Moral Development: Moral Stage and the Idea of Justice*, vol.1, *Essays on Moral Development*, San Francisco: Harper & Row, 1981. Held, V. ed., *Justice and Care: Essential Readings in Feminist Ethics*, Boulder: Westview Press, 1995. Clement, G., *Care, Autonomy, and Justice: Feminism and the Ethics of Care*, Boulder: Westview Press, 1998.

- 40) Gilligan, C., *In a Different Voice: Psychological Theory and Women's Development*, Cambridge, Massachusetts & London: Harvard University Press, 1998, p.17.
- 41) Gilligan, *op.cit.*, p.40-45, 62, 74, 103-104.
- 42) Noddings, *op.cit.*, p.7.
- 43) スピッカー、前掲書、50ページ。
- 44) スピッカー、前掲書、51ページ。
- 45) 堀尾輝久『日本の教育』東京大学出版会、1994年、347ページ。
- 46) 塚本智宏『コルチャック 子どもの権利の尊重—子どもはすでに人間である』子どもの未来社、2004年、61、129ページ。
- 47) 塚本、前掲書、129ページ。
- 48) スピッカー、前掲書、12ページ。
- 49) 塩野谷祐一『経済と倫理—福祉国家の哲学』東京大学出版会、2002年。
- 50) スピッカー、前掲書、12ページ。
- 51) Cooley, Ch. H., *Social Organization*, Transaction Publishers, 1909.
- 52) スピッカー、前掲書、15ページ。
- 53) スピッカー、前掲書、27ページ。
- 54) Korczak, J., *Janusz Korczak dziela, t. 1-16*, Warszawa, 1993, p.226. (コルチャック「19世紀隣人愛思想の発展」(『みんなの読書室』1899年、52号)、塚本智宏、前掲書、3ページ、52ページ所収。)
- 55) Korchak, J., *Kak liubit' renbenka*, Moskva: Kniga o Vospitanii, 1990, p.116. (塚本智宏、前掲書、125ページ。ヤヌシュ・コルチャック『コルチャック先生のいのちの言葉』、98ページ。)
- 56) 徳川直人『G. H. ミードの社会理論—再帰的な市民実践に向けて』東北大学出版会、2006年、3ページ。
- 57) Mead, J. H., *Selected Writings: George Herbert Mead*, University of Chicago Press, 1964, p.122.
- 58) Mead, *op. cit.*, p.284.
- 59) Mead, *op. cit.*, p.285.
- 60) エミール・デュルケーム『自殺論』宮島喬訳、岩波書店、1985年。
- 61) Mead, J. H., *The Philosophy of the Present*, ed. by Arthur E. Murphy, University of Chicago Press, 1932, p.1.
- 62) Mead, J. H., *Mind, Self and Society: From the Standpoint of a Social Behaviorist*, ed. by C. W. Morris, University of Chicago Press, 1934, chapter 22.
- 63) スピッカーは、「個人的な差異は生物学的な観点からはほとんど説明できない」とすることで、社会的関係のなかで個々人の多様性が形成されるという議論を支持している。スピッカー、前掲書、17-18ページ。
- 64) Banton, M., *Roles*, London: Tavistock, 1965.
- 65) スピッカー、前掲書、13ページ。
- 66) スピッカー、前掲書、14ページ。
- 67) スピッカー、前掲書、15ページ。
- 68) A. C. ユーイング『倫理学』竹尾治一郎、山内友三郎、芝蒸訳、法律文化社、1977年、25-26ページ。
- 69) 笹沢豊『自分の頭で考える倫理—カント・ヘーゲル・ニーチェ』筑摩書房、2000年、84ページ。また、ヴィルヘルム・ディルタイ『青年時代のヘーゲル』甘粕石介訳、名著刊行会、1976年を参照。
- 70) G. W. F. ヘーゲル『キリスト教の精神とその運命』伴博訳、平凡社、1997年、85ページ。
- 71) 笹沢豊、前掲書、93-94ページ。
- 72) ディルタイ、前掲書、141ページ。

An Examination of the Basic Understanding of Human Being and Ethics in Children's Welfare

Murata, Yasuto*

In this paper, I examine the history of children's welfare and education in the western modern world and try to clarify the origin and development of the basic understanding of what children are. In the early modern era, people discovered that children are not small adults but unique personalities in human life cycle. Philosophers pointed out the right of children and argued the importance of education, and practice men were engaged in children's welfare. Governments designed social service for children, and scholars developed the theories of social welfare. There remained, however, a serious gap between the public social service based on the idea of right of children and the moral practice served by non profit organizations and voluntary people. I think this gap shows a typical problem of the modern western societies. Personal relationship with children has a complementary function to the governmental social service including children's welfare. There is a need to integrate both sides of children's welfare. I examine the possibility of narrative theory of welfare which treats the growth and self-actualization of children as a narrative story. Personal relationship with children and social service systems are comprehended into a great story of the growth of children and the act of caring for children

キーワード：児童福祉，倫理，ケア，子ども観，物語